

令和7年度 岡谷市教育委員会組織の見直しに伴う関係規則の改正について

R7.3 教育総務課
スポーツ振興課

令和7年度は、第5次岡谷市総合計画後期基本計画及び第3期岡谷市教育大綱に掲げる施策を着実に推進していくにあたり、教育委員会組織を見直し充実を図るため、教育委員会組織に関する規則等の改正を行う。

1. 改正する規則

- ・岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則
- ・岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に関する機関の職員の配置に関する規則

2. 改正の概要

(1) 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則

① 国民スポーツ大会等の運営にかかる組織体制の改編

令和10年国民スポーツ大会等の開催にあたり、令和7年度以降実行委員会の立ち上げや各種リハーサル大会等に対応するための体制整備として、現在のスポーツ振興課「国民スポーツ大会準備」担当を改編し、新たに「国スポ・全障スポ推進室」を新設する。

② 教育等機関の名称変更

岡谷市自立支援教室の名称を岡谷市教育支援センターに改める。

(2) 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に関する機関の職員の配置に関する規則

国スポ・全障スポ推進室の新設に伴い、岡谷市教育委員会事務局職員の配置人数を増員する。

3. 施行期日 令和7年4月1日

<令和7年度 岡谷市教育委員会 組織図 (R7.4.1) >

教育委員会

教育長

事務局

教 育 部

教育総務課

教育企画、学校教育

子ども教育相談センター

学びの創生・連携支援室

小学校、中学校、フレンドリー室、学童クラブ

川岸学園整備室 — 川岸学園整備

生涯学習課

生涯学習推進、青少年

生涯学習活動センター、塩嶺野外活動センター

図書館

美術考古館（美術考古館、文化財）

市史編さん室

旧林家住宅、旧渡辺家住宅

湊公民館

川岸公民館

長地公民館

スポーツ振興課

スポーツ振興、国民スポーツ大会準備

市営球場、市民川岸スポーツ広場、
市民湖畔広場、市民総合体育館、市営庭球場、
市民水泳プール、やまびこ国際スケートセンター

国スポ・全障スポ推進室

国スポ・全障スポ推進

「岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7 年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 宮坂 享

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

(岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課

」

を

「

教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室

」

に改める。

第11条第1項第4号中「、国民スポーツ大会準備主幹」を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国スポ・全障スポ推進室 国スポ・全障スポ推進主幹

別表第1中

「

岡谷市自立支援教室	岡谷市自立支援教室設置要綱（令和2年岡谷
-----------	----------------------

	市教育委員会告示第 2 号)
--	----------------

」

を

「

岡谷市教育支援センター	岡谷市教育支援センター設置要綱（令和 7 年 岡谷市教育委員会告示第 号）
-------------	--

」

に改める

別表第 2 スポーツ振興課の部国民スポーツ大会準備の項を削り、同表に次のように加える。

国スポ・全障スポ推進室	国スポ・全障スポ推進	(1) 信州やまなみ国スポ・全障スポに関すること。 (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ岡谷市実行委員会に関すること。 (3) 室の庶務に関すること。
-------------	------------	---

（岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部改正）

第 2 条 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則（昭和 3 5 年岡谷市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「2 0 人」を「2 1 人」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成１２年岡谷市教育委員会規則第５号）新旧対照表

現行	改正後（案）								
○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則 平成１２年３月３１日 教育委員会規則第５号 （趣旨） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１７条第２項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和３１年政令第２２１号）第６条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。 （部課等の設置） 第２条 事務局に次の部、課及び室を置く。 <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>課及び室</th></tr> <tr> <td>教育部</td><td>教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 （新設）</td></tr> </table> （教育等機関） 第３条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。 （教育等機関の名称等） 第４条 教育等機関の名称及び所属は、別表第１のとおりとする。 （事務分掌） 第５条 第２条に規定する課及び室に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第２のとおりとする。	部	課及び室	教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 （新設）	○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則 平成１２年３月３１日 教育委員会規則第５号 （趣旨） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１７条第２項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和３１年政令第２２１号）第６条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。 （部課等の設置） 第２条 事務局に次の部、課及び室を置く。 <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>課及び室</th></tr> <tr> <td>教育部</td><td>教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室</td></tr> </table> （教育等機関） 第３条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。 （教育等機関の名称等） 第４条 教育等機関の名称及び所属は、別表第１のとおりとする。 （事務分掌） 第５条 第２条に規定する課及び室に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第２のとおりとする。	部	課及び室	教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室
部	課及び室								
教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 （新設）								
部	課及び室								
教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室								

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長等)

第8条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、部長の命を受けて課又は室の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課、室及び教育等機関に必要な応じて、統括主幹を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課、室及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども教育相談センター主幹

(2) 川岸学園整備室 川岸学園整備主幹

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長等)

第8条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、部長の命を受けて課又は室の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課、室及び教育等機関に必要な応じて、統括主幹を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課、室及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども教育相談センター主幹

(2) 川岸学園整備室 川岸学園整備主幹

(3) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹

(4) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹、国民スポーツ大会準備主幹

(新設)

(5) 市立岡谷図書館 図書館主幹

(6) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹

2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。

(主査等)

第12条 前条に規定するもののほか、課、室又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。

2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(部長相当職)

第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。

2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。

(課長相当職)

第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課、室又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。

2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。

(主幹指導主事等)

第15条 事務局に必要な応じて、主幹指導主事等の職員を置く。

2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。

(臨時の職)

第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。

(3) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹

(4) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹

(5) 国スポ・全障スポ推進室 国スポ・全障スポ推進主幹

(6) 市立岡谷図書館 図書館主幹

(7) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹

2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。

(主査等)

第12条 前条に規定するもののほか、課、室又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。

2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(部長相当職)

第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。

2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。

(課長相当職)

第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課、室又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。

2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。

(主幹指導主事等)

第15条 事務局に必要な応じて、主幹指導主事等の職員を置く。

2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。

(臨時の職)

第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。

(職務)

第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。

(服務)

第18条 服務については、市長の事務部局の例による。

(文書管理)

第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則（平成11年岡谷市規則第22号）の規定を準用する。

(法規番号簿等)

第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。

(文書の発信者名)

第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、輕易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）**略**

別表第2（第5条関係）

課等名	担当名	分掌事務
生涯学習課	青少年	(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。

(職務)

第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。

(服務)

第18条 服務については、市長の事務部局の例による。

(文書管理)

第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則（平成11年岡谷市規則第22号）の規定を準用する。

(法規番号簿等)

第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。

(文書の発信者名)

第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、輕易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）**略**

別表第2（第5条関係）

課等名	担当名	分掌事務
生涯学習課	青少年	(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。

		(6) 青少年問題協議会に関する事 (7) 二十歳を祝う会に関する事 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関する事
スポーツ振興課	スポーツ振興	(1) スポーツの振興及び指導に関する事 (2) 各種スポーツ大会の計画及び運営に関する事 (3) スポーツ関係団体に関する事 (4) 市営岡谷球場、岡谷市民川岸スポーツ広場、岡谷市民湖畔広場、スポーツプラザ（岡谷市民総合体育館、岡谷市営庭球場、岡谷市民水泳プール）、岡谷市やまびこ国際スケートセンター及び市営陸上競技場に関する事 (5) 学校体育施設の開放に関する事 (6) 岡谷市やまびこアリーナの財産管理に関する事 (7) 課の庶務に関する事
	国民スポーツ大会準備	(1) 国民スポーツ大会等準備に関する事。
(新設)		

別表第 3（第 5 条関係）

略

		(6) 青少年問題協議会に関する事 (7) 二十歳を祝う会に関する事 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関する事
スポーツ振興課	スポーツ振興	(1) スポーツの振興及び指導に関する事 (2) 各種スポーツ大会の計画及び運営に関する事 (3) スポーツ関係団体に関する事 (4) 市営岡谷球場、岡谷市民川岸スポーツ広場、岡谷市民湖畔広場、スポーツプラザ（岡谷市民総合体育館、岡谷市営庭球場、岡谷市民水泳プール）、岡谷市やまびこ国際スケートセンター及び市営陸上競技場に関する事 (5) 学校体育施設の開放に関する事 (6) 岡谷市やまびこアリーナの財産管理に関する事 (7) 課の庶務に関する事
国スポ・全障スポ推進室	国スポ・全障スポ推進	(1) 信州やまなみ国スポ・全障スポに関する事 (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ岡谷市実行委員会に関する事 (3) 室の庶務に関する事

別表第 3（第 5 条関係）

略

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則（昭和３５年岡谷市教育委員会規則第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則 昭和３５年４月５日 教育委員会規則第２号 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。 (1) 教育委員会事務局 20人 (2) 小学校 ５人 (3) 中学校 ３人 (4) 図書館 ３人 (5) 美術考古館 ４人 (6) 生涯学習館 ８人 (7) 公民館 ３人 附 則 １ この規則は、公布の日から施行し、昭和３５年４月１日から適用する。	○岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則 昭和３５年４月５日 教育委員会規則第２号 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。 (1) 教育委員会事務局 21人 (2) 小学校 ５人 (3) 中学校 ３人 (4) 図書館 ３人 (5) 美術考古館 ４人 (6) 生涯学習館 ８人 (7) 公民館 ３人 附 則 １ この規則は、公布の日から施行し、昭和３５年４月１日から適用する。

<現行> 教育委員会事務局 20人 部長１、参事兼課長１ 教育総務課１１（教育企画３、学校教育６、子ども教育相談センター２） 川岸学園整備室１ スポーツ振興課6（課長１、スポーツ振興４、国民スポーツ大会準備１）	<改正案> 教育委員会事務局 21人 部長１、参事兼課長１ 教育総務課１１（教育企画３、学校教育６、子ども教育相談センター２） 川岸学園整備室１ スポーツ振興課5（課長１、スポーツ振興４） 国スポ・全障スポ推進室2（室長１、国スポ・全障スポ推進１）
--	--